

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び行内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件(昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号)の一部を改正する告示案 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改 正 案		現 行
陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局に 関し、郵政大臣が電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第七条第一項第二号及 び第四号の審査に適用する受信設備の特性を次のように定める。 一〇十八 (略) 十九 特定ラジオマイクの陸上移動局の審査に適用する受信設備の特性 1 送信装置の占有周波数帯幅が 一一〇kHz 以内であるものの受信設備 (略) 2 送信装置の占有周波数帯幅が一一〇kHzを超え一六〇kHz以内のもの		陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局に 関し、郵政大臣が電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第七条第一項第二号及 び第四号の審査に適用する受信設備の特性を次のように定める。 一〇十八 (略) 十九 特定ラジオマイクの陸上移動局の審査に適用する受信設備の特性 1 送信装置の周波数帯幅が(±)四〇kHz以下であるものの受信設備 (略)
項目	特性	
感 度	一、〇〇〇ヘルツの周波数で周波数偏移が(±)七・五kHz まで変調された希望波を加えた場合において、装置の出 力のうち信号及び雑音の出力の和と雑音の出力との比を 二五デシベルとするために必要な受信機入力電圧が一〇 マイクロボルト	
実効 度 選 択	スプリア ス・レス ポンス	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の 下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇 パーセントまで変調させた妨害波を加えた場合におい て、装置の出力のうち信号及び雑音の出力の和と雑音の 出力との比が二五デシベルとなるときのその妨害波入力 電圧と感度との比が五〇デシベル
	隣接チャ ネル選択	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の 下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇

相互変調特性	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態で、相互変調を生ずる関係にある各妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号及び雑音の出力の和と雑音の出力の和と雑音の出力との比が二五デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と感度との比が五〇デシベル
度	パーセントまで変調された妨害波であつて希望波から五〇kHz離れたものを加えた場合において、装置の出力のうち信号及び雑音の出力の和と雑音の出力との比が二五デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と感度との比が五〇デシベル

3 送信装置の占有周波数帯幅が一六〇kHzを超え三三〇kHz以内であるものの受信設備

(略)

4 ステレオ伝送方式であるものの受信設備

(略)

二十 デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の審査に適用する受信設備の特性

項目	特性
感度	ビット誤り率が十万分の一となるために必要な受信機入力電圧が三二マイクロボルト
実効選度	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態で、変調のない妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感度との比が五〇デシベル
スプリア	
ス・レス	
ポンス	

2 送信装置の周波数偏移が(±)四〇kHzを超え(±)一五〇kHz以下であるものの受信設備

(略)

3 ステレオ伝送方式であるものの受信設備

(略)

隣接チャネル選択度	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から五〇〇kHz離れた符号長三二、七六七ビットの二値疑似雑音を繰り返す信号で変調された妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感度との比が三〇デシベル
相互変調特性	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、相互変調を生ずる関係にある各妨害波を加えた場合において、ビット誤り率が十万分の一となるときのその妨害波入力電圧と感度との比が三〇デシベル

二十一 PHSの基地局の審査に適用する受信設備の特性
(略)

二十一 (同上)
(略)

二十三 一四二MHzを超え一七〇MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、実数零点単側波帯変調方式の無線局の審査に適用する受信設備の特性
(略)

二十一 (同上)
(略)

二十三 一四二MHzを超え一七〇MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、狭帯域デジタル通信方式(変調方式が四分のキャリア四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。)の無線局(デジタル空港無線通信(専ら飛行場及びこれに隣接する一定の区域において電気通信業務を行うことを目的として開設された無線局相互間で行われるデジタル方式の無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。)を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局を除く。)の審査に適用する受信設備の特性
(略)

二十三 (同上)
(略)

別表第一号、別表第四号 (略)

別表第一号、別表第四号 (略)